

宮城県高等学校野球連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟を宮城県高等学校野球連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局を会長又は理事長勤務の学校内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は本県高等学校野球の健全な発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 高等学校野球大会の開催
- 2 高等学校の野球に関する調査ならびに指導奨励
- 3 その他連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本連盟は宮城県内にある加盟高等学校野球部（硬式・軟式）を以て組織する。

第6条 本連盟は、東北地区高等学校野球連盟および日本高等学校野球連盟に加盟するものとする。

第7条 本連盟は、円滑な事業遂行のために次のことを定める。

- 1 県内を次の四地区に分け、各地区に支部を置く。各地区の所属校は別途定める。
北部 中部 東部 南部
- 2 大会ごとに運営委員会を設置する。
- 3 軟式野球の全加盟校をもって、軟式野球部会を構成する。軟式部会は本規約の下に別途規約を定め、会務を行う。
- 4 本連盟は附属審判団を組織し、その助成を通じて審判員の育成を図る。

第8条 本連盟は、事業と会務の円滑な推進のために次の専門部を置く。専門部に関する規定は別途定める。

- 1 総務部 2 財務部 3 普及振興部 4 強化育成部 5 審判規則部 6 情報部

第4章 役 員

第9条 本連盟に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 8 名
- 3 理 事 長 1 名
- 4 副理事長 1 名
- 5 事務局長 1 名（総務委員長）
- 6 会計理事 1 名（財務委員長）
- 7 常任理事 4 名（普及振興・強化育成・審判規則・情報委員長）
- 8 理 事 17 名（地区理事 12名、軟式理事 3名、審判理事 2名）
- 9 監 事 3 名

第10条 会長および副会長は評議員会において加盟高等学校長の中から推挙する。

第11条 理事長・副理事長は理事会において人選し、評議員会に諮り決定する。監事は会長が委嘱する。

第12条 第11条にある職の他で、地区理事は評議員会において地区毎に、軟式理事は軟式部会で、審判理事は附属審判団で、専門委員長は各専門部会でそれぞれ選出し、評議員会で承認を得る。

第13条 本連盟に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦し会長が委嘱する。

第14条 欠員補充の役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行なう。

第5章 職 務

第15条 役員は以下に定める職務を行う。

- 1 会長は本連盟を統轄代表し、会務を掌る。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代行する。また、各専門部長、各地区の支部長、副支部長、軟式部の部会長を務める。
- 3 理事長は会務処理の責に任じ、理事会を主宰する。
- 4 副理事長は理事長を補佐する。
- 5 事務局長は常时会務処理を統括する。
- 6 理事は常时会務の処理をする。
- 7 会計理事は本連盟の経理事務を処理する。
- 8 顧問は会長に対し必要な助言をする。
- 9 監事は会計を監査する。

第6章 理 事 会

第16条 理事会は、監事を除く役員で構成し、会長が招集し、下記の事項を審議する。

- 1 大会の運営に関する事項。
- 2 評議員が附議する事項。
- 3 評議員会より委任された事項。
- 4 会計に関する事項。
- 5 選手資格の審査に関する事項。
- 6 緊急を要する事項。
- 7 その他必要と認められる事項。

第17条 会議の議長は会長とし、会長に事故があるときは副会長が務める。会長及び副会長ともに事故があるときは、理事長を議長とする。

第18条 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。議決は、出席者の過半数をもって以上でこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

第19条 常任理事会は会長・理事長・副理事長・事務局長・会計理事・常任理事をもって構成し、理事会、評議員会の開催日以前に会長が招集し、下記の事項を審議する。

- 1 理事会に提案する議題の審議及び確認。
- 2 緊急を要する議題の審議。

第7章 評 議 員 会

第20条 評議員は加盟高等学校野球部長（責任教師）とする。

第21条 評議員会は、監事を除く役員と評議員で構成し、毎年2回4月と12月に会長が招集し、開催する。その他会長が必要と認めるとき、又は理事会の要求があった場合、会長は臨時評議員会を招集する。

第22条 評議員会において審議する事項は次のとおりである。

- 1 事業計画及び予算に関する事項。
- 2 事業報告及び決算に関する事項。
- 3 本規約の改正。
- 4 理事会において採択した事項。
- 5 その他必要と認められた事項。

第23条 評議員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。但し、委任状は認める。議決は、出席者の過半数以上でこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

第8章 経 理

第24条 本連盟は各高等学校野球部の負担金、寄付金、その他の収入をもって運営する。

第25条 加盟校は規定の負担金を納入する。金額は別途定める。

第26条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 附 則

この規約は昭和25年4月1日より施行。

昭和29年	一部改正	昭和33年	一部改正	昭和35年	一部改正
昭和42年	一部改正	昭和56年	一部改正	平成3年	一部改正
平成15年	一部改正	平成19年	一部改正	平成25年	一部改正
平成31年	一部改正				

宮城県高等学校野球連盟軟式野球部会規約

第1条 宮城県高等学校野球連盟に軟式部会を置く。

第2条 軟式部会は宮城県高等学校野球連盟の軟式野球関係の事業について企画および運営にあたる。

第3条 軟式部会には次の役員を置く。なお、任期は2年とし、再任は妨げない。

部会長	1名	常任委員長	1名	常任副委員長	2名
常任委員	若干名	監事委員	若干名		

第4条 部会長は県高野連規約第4章第7条により選出される。

第5条 常任委員長は常任委員の中から互選し、会務を執行する。

また、県高野連の理事を兼務する。

第6条 常任副委員長は常任委員の中から互選し、常任委員長を補佐する。うち1名は会計を担当する。また、県高野連の理事を兼務する。

第7条 常任委員は各校顧問より選出され、各大会の運営にあたる。

第8条 常任委員会は常任委員長が必要に応じ、部会長の承認を得て開催する。

第9条 監査委員は各校顧問より選出し、会計の監査を行う。

第10条 本部会の経費は加盟校よりの加盟金・各大会運営費および県高野連よりの補助金をもってこれにあてる。

第11条 本部会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条 この規約は平成8年4月1日より施行する。

平成15年4月11日 一部改正

宮城県高等学校野球連盟慶弔規定

第1条 この規定は、本連盟加盟校の部員および役員等（顧問、役員、部長、監督、および附属審判団）の慶弔に関することを定める。

第2条 加盟校の部員および役員等が死亡した場合は次の弔慰金を贈る。

- (1) 加盟校の部員が本連盟主催（日本高野連主催、東北地区高野連主催を含む）の大会において死亡した場合は弔慰金として10,000円を贈る。
- (2) 本連盟の役員等が死亡した場合は弔慰金として20,000円を贈る。
- (3) 本連盟の役員等の配偶者が死亡した場合は弔慰金として10,000円を贈る。
- (4) 加盟校の部員および役員等の死亡に関しては弔電を打つ。
- (5) その他については常任理事会で決める。

第3条 加盟校の部員および役員等が入院した場合は次の見舞金を贈る。

- (1) 加盟校の部員が本連盟主催の大会において負傷し、1ヵ月以上の入院をした場合は見舞金として5,000円を贈る。
- (2) 本連盟の役員等が病気又は負傷により、1ヵ月以上の入院をした場合は見舞金として5,000円を贈る。

第4条 本連盟の顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、会計理事、庶務理事、軟式野球部常任委員長、審判団長がその任を終え、職を辞した場合は記念品を添え感謝状を贈る。

第5条 永年勤続（満10年、20年、30年）で本連盟の発展に貢献し、多大の功績があった役員等についてはその都度記念品を添え表彰状を贈る。

第6条 各加盟校の第3学年生部員1名以内に優秀選手賞もしくは功労賞を贈る。

第7条 加盟校が、選手権大会に出場するときは祝い金（餞別）として30,000円を贈る。

また、東北地区大会（軟式野球選手権二次予選は除く）に出場するときは祝い金として10,000円を贈る。

第8条 その他、特に必要と認める場合は常任理事会で審議し決定する。

第9条 本規定は、平成7年4月13日に改定し、施行する。

令和2年4月13日 一部改正

宮城県高等学校野球連盟附属審判団団則

(名称及び事務所)

第1条 本団は、宮城県高等学校野球連盟附属審判団（以下「高野審」という。）と称する。

第2条 本団の事務所を団長宅に置く。

(目的及び事業)

第3条 本団は、宮城県高等学校野球連盟（以下「高野連」という。）主催の各種野球大会等に審判員を派遣し、学生野球の健全な発展と団員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本団の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 高野連主催等の試合に審判員を派遣すること。
- 2 審判技術向上のための必要な事業。
- 3 その他目的を達成するための必要な事業。

(組 織)

第5条 本団は、高野連加盟学校長または野球部長の推薦を受けた者及び支部より推薦され、理事会において承認された者をもって構成する。

- 1 団員から休団の申し出が有ったときは、その事由を理事会で審議し、最長3年を目途に認めることができる。ただし、休団期間は在籍年数に加算しない。

第6条 本団の運営を円滑に行うために次の地区に支部を置く。

- 1 中部地区
- 2 南部地区
- 3 東部地区
- 4 北部地区

第7条 本団の審判技術の向上を図るために技術部を置く。

- 1 技術部は、各支部推薦の4名と理事会推薦の2名の計6名をもって構成する。
- 2 理事会において、6名の中から技術部長を指名する。
- 3 技術部は講習会及び研修会等を企画立案し、その指導にあたる。
- 4 その他技術向上に関する必要な事項。

(役 員)

第8条 本団に次の役員を置く。任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 1 常任理事 ……6名
 - 団長 1名
 - 副団長 2名
 - 総務理事 1名
 - 会計理事 1名
 - 企画理事 1名
- 2 理事 8名（各地区2名）
- 3 監事 2名

第9条 役員を選出と承認については次のとおりとする。

- 1 常任理事は理事会で互選し、総会において承認を得る。
- 2 地区選出理事は理事会で承認し、総会に報告する。
- 3 監事は理事会で指名する。

(役員の仕事)

第10条 役員は次に定める職務を担当する。

- 1 団長は団を統括し、各種会議では議長となる。また、高野連理事を兼ねる。
- 2 副団長は団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代行する。また、総務及び企画のいずれかを補佐し円滑な運営に努める。
- 3 総務理事は事務一般を処理する。また、高野連理事を兼ねる。
- 4 企画理事は大会審判の連絡調整を行う。
- 5 会計理事は団会計の経理事務を行う。
- 6 理事は当該地区を代表して理事会に出席し、団運営の責任を担う。
- 7 監事は会計を監査し、総会に報告する。

(顧問)

第11条 本団に顧問を置くことができる。顧問は総会において推薦し、団長が委嘱する。

- 1 顧問は会議などに出席を求められた時、意見を述べることができる。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は団長、副団長、総務理事、企画理事、会計理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- 1 総会及び理事会に提案する事項。
- 2 各種大会の審判員の配置に関する事項。
- 3 緊急を要する事項。
- 4 その他必要な事項。

(理事会)

第13条 理事会は役員（監事を除く。）をもって構成する。ただし、必要と認められる時には監事・顧問・団員の出席を求めることができる。

- 1 理事会の定例会は4月、6月、11月、3月の4回開催とするまた、必要と認められるときには臨時に開くことができる。
- 2 理事会では次の事項について審議する。
 - 1 総会によって委任された事項。
 - 2 常任理事から提案された事項。
 - 3 常任理事、監事の選任及び解任に関する事項。
 - 4 団員の賞罰にかんする事項。
 - 5 その他の必要な事項

(総会)

第14条 総会は、毎年1回4月に団長が招集して開催する。ただし、理事会において必要と認めた時または3分の1以上の団員の要請がある時は開催しなければならない。

第15条 総会においては次の事項を審議する。審議結果については高野連に報告する。

- 1 事業の計画及び報告に関する事項。
- 2 会計の予算及び決算に関する事項。
- 3 団則の改正等に関する事項。
- 4 役員を選任及び解任に関する事項。

5 団員の賞罰に関する事項。

6 その他の事項

第16条 総会は団員の3分の1以上の出席を要し、出席団員の過半集をもって議決とする。ただし、団の解散に関する議決は、出席団員の3分の2以上の同意を必要とする。

1 可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会 計)

第17条 本団の経費は、団費、助成金、審判管理費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

1 本団の会計年度は4月1日を始期とし翌年3月31日を終期とする。

2 事務細則は別に定める。

(附 則)

1 本団則は昭和42年4月1日から施行する。

昭和48年 4月 1日	一部改正	昭和46年 4月 1日	一部改正	昭和49年 4月 1日	一部改正
昭和50年 4月 1日	一部改正	昭和52年 4月 1日	一部改正	昭和54年 4月 1日	一部改正
昭和57年 4月 1日	一部改正	昭和59年 4月 1日	一部改正	平成 2年 4月 1日	一部改正
平成15年 4月 1日	一部改正	平成19年 4月 1日	一部改正	平成20年 4月 6日	一部改正
平成21年 4月 7日	一部改正	平成22年 4月 4日	一部改正	平成25年 4月 8日	一部改正
平成26年 4月 6日	一部改正	平成31年 3月31日	一部改正		

宮城県大会規定

- 1 本大会は当該年度版公認野球規則を適用する。ただしコールドゲームは公認野球規則では5回表裏完了もしくは5回表終了となっているが、本大会では7回表裏完了もしくは7回表終了（点差による場合は5回10点、7回7点）とする。
- 2 サスペンデッドゲーム（一時停止試合・継続試合）は適用しない。
- 3 **高校野球特別規則の「2.2. タイブレイク制度の採用」を適用する。**
- 4 本大会は雨天順延とする。ただし、小雨の場合は決行する。また、日没まで2時間に満たない場合は試合を開始しない。なお、照明設備のある球場については、試合が延長その他の理由で長引き、途中で日没になったときは、照明をつけて試合を続行することがある。
- 5 本大会の審判は宮城県高等学校野球連盟附属審判団があたる。審判委員に対するアペールは、規則適用上の疑問を正すときのみであって、主将または問題の当事者に限る。審判委員の裁定に対しては絶対に服従し、抗議することはできない。
- 6 ベンチに着席する選手（大会参加者資格規定適格者）・責任教師・監督は、選手資格証明書に記載された者に限る。選手は背番号（1～20）を付けたユニホームを着用し、監督は選手と同じユニホームを着用すること。また、責任教師は平服を着用すること。記録員は、平服または背番号のついていないユニフォームを着用すること。なお、記録員は男女を問わない。
- 7 大会で使用するユニホームは一大会一種類とする。

- 8 ベンチサイドは組合せ番号の小さい方を1塁側とし、決勝戦まで適用する。
- 9 各チームは試合予定時刻の1時間前までに球場に到着し、本部からメンバー表（出場選手名簿）を受け取り待機すること。責任教師および主将は、前試合6回完了後（早くなる場合もあるため、放送で通知する）、メンバー表（フルネームでフリガナをつける）を記録席に提出すること。同時に主将により攻守を決定する。
- 10 試合前にキャッチボールの時間適宜とフィールドイング練習の時間7分間をとる。ただし、フィールドイングは試合進行の都合で省略することもある。開始や終了は放送で合図するので厳守すること。
また、フィールドイング練習は登録した選手だけで行うことを原則とするが、ノッカーを1名と補助員を3名加えてもよい。
ノッカーが2名で同時に内外野にノックする場合、安全のため外野ノックは1塁または3塁後方のファウルテリトリーから行うこと。ノッカーは選手と同じユニホームとスパイクを着用し、ベンチ入りしないノッカーは、フィールドイング練習終了後は直ちにグラウンドから退場すること。補助員は選手と同じユニホームと、トレーニングシューズを着用し、フィールドイング練習終了後は直ちにグラウンドから退場すること。監督不在もしくは監督の都合で責任教師がノックを行うときは、相手チーム及び審判委員の了解を得ること。
- 11 金属製バットの使用は、日本高等学校野球連盟で認可したものに限り、使用野球用具は、日本高等学校野球連盟が定めた「高校野球用具の使用制限について」で規制したものに限り、
- 12 メンバー表交換後の選手の交代については、高校野球特別規則「6. 試合開始前の負傷による選手変更の特例」に従って処置する。
また、臨時代走については、同じく高校野球特別規則の「11. 臨時代走者」に従って処置するものとする。
- 13 試合中の負傷または疾病に対しては、応急手当を施すほかは主催者は責任を負わない。
- 14 試合中に紛争がおこり、試合の続行が不可能となったときは、紛争を起こした側（応援者も含む）が責任を負い、そのチームを敗者とする。
- 15 ベンチに持ち込めるメガホンは、監督が指示のために使用する1本のみとする。
- 16 本大会の試合球は、宮城県高等学校野球連盟公認球（ミズノ・パイン・ゼット・SSK・ローリングス・マツダ・イソノ・ハイゴールド・アシックス）とする。
- 17 各学校は、必ず一名の責任教師が引率し、大会中の選手のすべての行動に対して責任を負うこと。
- 18 大会運営の一切については、大会運営委員会の決定・指示に従うこと。